

旧名城工場跡地活用提案募集

応募説明書

令和8年4月

名古屋市交通局

目 次

1 募集の概要	
(1) 募集の目的	1
(2) 旧名城工場跡地の活用について	1
(3) 土地使用の条件	2
(4) 賃貸の方法及び借地期間	2
(5) 賃料価額	2
2 応募から借地期間開始までの主な手続き	
(1) 借受予定者選定まで	3
(2) 借受予定者の選定後	3
3 応募に必要な資格要件、応募の制限	
(1) 応募に必要な資格要件	4
(2) 共同事業者による応募に必要な資格	7
(3) 応募の制限	7
4 応募の手続き	
(1) 事務局及び問い合わせ先	8
(2) 提出書類の作成等	8
(3) 応募への参加申込み	8
(4) 共同事業者による応募参加申込み及び応募について	10
(5) 現地の確認	11
(6) 本募集への質問と回答について	11
(7) 応募資格の確認及び応募の手続き	12
(8) 本応募説明書の内容等に変更がある場合	12
(9) 応募（提案にかかる資料の提出）	13
5 提案書類の作成	
(1) 計画提案にかかる書類	15
(2) 提案賃料価額に関する書類	17
(3) 提出書類の取扱い等	17
6 応募の無効等	
(1) 応募の無効	18
(2) 募集の延期等	18
7 借受予定者の選定	
(1) 基本的な考え方	19
(2) 評価委員等への接触の禁止	19
(3) その他応募者が失格になる場合	19
(4) 選定の手順	19
(5) 選定結果の通知等	22

8	借受予定者選定後の手続き	
(1)	応募保証金の扱い	23
(2)	基本協定の締結等	23
(3)	借受者の決定	23
(4)	定期借地契約	24
9	補足	
(1)	応募及び契約手続きに使用する言語及び通貨	24
(2)	応募及び契約手続きに使用する時刻及び計量単位	24
(3)	異議の申立て	24

別紙

- 別紙1 旧名城工場跡地活用提案募集 土地使用にかかる仕様書
- 別紙2 様式集
- 別紙3 旧名城工場跡地の活用 事業用定期借地権設定 基本協定書 (案)
- 別紙4 事業用定期借地権設定契約のための覚書 (案)
- 別紙5 工事着手届・完了届

資料

- 資料1 対象地
- 資料2 対象地に存在する構造物等
(添付資料 旧名城工場取りこわし工事の竣工図)
- 資料3 旧名城工場跡地にかかる土壌汚染状況調査業務委託報告書 (抜粋)

1 募集の概要

(1) 募集の目的

旧名城工場跡地活用提案募集（以下「本募集」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が、公有財産である土地（旧名城工場跡地）を法人事業者へ賃貸するにあたり、建物の所有を目的とする借地の提案を募集するものである（賃貸の対象となる土地を、以下「対象地」という。）。

(土地の所在)

名古屋市中区三の丸四丁目2番1、2番2、2番5（資料1を参照）
（2番5のうち、地上に擁壁がある範囲を除く。）

市は、対象地の賃貸にあたり、「資産の有効活用にかかる利益の最大化」と「名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与」の両方を実現することを目的とする。

対象地の賃借を希望し、本募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、この説明書を含む本募集にかかる資料の内容に従い、提案を市へ行う必要がある。

(2) 旧名城工場跡地の活用について

旧名城工場跡地は、地下鉄車両の検車・修繕を行う工場があった土地です。工場の機能は廃止しましたが、平成22年度に名城合同事務所を設置したほか、地下鉄トンネルに直結した土地である特性をいかすことから、第2栄変電所の移設を行いました。また、旧名城工場建物の取り壊しは令和元年度に終了し、募集の対象地については、現在時間貸駐車場となっています。

貸付の対象となる土地は、西側に名古屋城及び名城公園、北側に大学、南側に医療施設並びに市役所・県庁、東側に住宅街を有するエリアであり、都心に近く、恵まれたロケーションにある土地です。さらに、旧名城工場跡地の周辺においては、名古屋城周辺での金シャチ横丁の整備を皮切りに、名城公園（北園）の再整備や愛知国際アリーナ（IGアリーナ）の開業など、新たな賑わいが創出されております。また、今後名古屋市では「SRT（Smart Roadway Transit）」の導入や名古屋城三の丸地区まちづくり構想など、周辺においても魅力向上に向けた様々な計画があります。

このエリアにある跡地を賃貸することで、地域の利便性向上や活性化とともに、名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与及び資産の有効活用にかかる利益を最大化するという両方の目的を実現することができるよう、跡地活用の提案を募集するものです。

(3) 土地使用の条件

「別紙1 旧名城工場跡地活用提案募集 土地使用にかかる仕様書」（以下「仕様書」という。）を確認すること。

(4) 賃貸の方法及び借地期間

市は、対象地について、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定により、建物の所有を目的とする存続期間のある「土地の賃借権」（以下「本件借地権」という。）を設定し、借受者に賃貸する（土地の賃借権の存続期間を、以下「借地期間」という。）。同法の規定により、所有する建物は専ら事業の用に供するものに限定され、当該建物は一部であっても居住の用に供することはできない。

借地期間は、10年以上50年未満の期間で、借受者が提案した期間による。当該期間には、建物の築造期間や原状回復にかかる建物の解体の期間を含む。

本件借地権は、契約の更新、建物の再築による存続期間の延長はなく、また、建物の買取りを請求することはできないものとする。

土地の使用にあたっては、建物の全部又は一部の売払いなど、本件借地権の譲渡を含む計画は認めない。

対象地内に現存する工作物の除却については、借受者の負担と責任において適切に行うものとする。

市は、借受者として決定された者との間で、公正証書により事業用定期借地権設定契約（以下「定期借地契約」という。）を締結する。

(5) 賃料価額

年額の最低賃料価額 59,000,000円（非課税）以上の額とする。

2 応募から借地期間開始までの主な手続き

(1) 借受予定者選定まで

主な手続き	期間等	概要（詳しくは後のページを確認）
提案募集の公表	令和8年4月27日	
応募参加申込み （書類提出）	令和8年5月1日 ～令和8年6月11日17時	応募に参加する場合、応募参加申込書類（後に記載）を、事務局へ書留郵便で郵送。
現地の確認 （任意）	令和8年5月18日 ～令和8年5月22日	現地確認を希望する場合、事務局へ事前に申し込み。 （受付期間：令和8年5月1日～5月15日14時）
本募集への質問	令和8年5月11日 ～令和8年5月27日	応募者は、本募集にかかる質問を、電子メールで送付。
質問に対する回答	令和8年6月16日	事務局は、質問への回答資料を応募者へ電子メールにより送付。
応募資格の確認	令和8年6月23日 予定	応募資格の確認後、事務局は応募保証金にかかる納入通知書を交付。
応募保証金の納付	期限 令和8年7月7日	応募者は、応募保証金を、納入通知書により(株)三菱UFJ銀行の窓口で納付。
応募 （書類提出）	令和8年6月26日 ～令和8年8月3日14時	応募者は、応募書類を期間内に事務局へ持参。（応募保証金の納付後であること）
ヒアリング	令和8年9月頃	応募者が提案内容を評価委員に説明。
借受予定者の選定	令和8年10月頃	事務局が応募者に結果を連絡。

(2) 借受予定者の選定後

主な手続き	期限等	概要（詳しくは後のページを確認）
基本協定の締結 覚書の取り交わし	令和8年11月頃	定期借地契約の締結までの間を含む、業務の遂行について、市と借受予定者との間で基本協定を締結。 同時に、定期借地契約のための覚書を取り交わし。
定期借地契約 の締結	令和9年3月頃	市が借受予定者を正式に借受者として決定した後、借受者は、納入通知書により契約保証金を納付。 市と借受者との間で公正証書により契約を締結。
借地期間の開始	令和9年4月 （予定）	市が対象地を借受者へ引き渡し。 賃料は、借地期間の開始日から発生。

※ (1) (2)のスケジュールは、本応募説明書公表時の内容であり、変更となることがある。

3 応募に必要な資格要件、応募の制限

(1) 応募に必要な資格要件

本募集への応募を行う資格を有する者は、次のアからエまでの要件を全て満たす法人、又は「(2) 共同事業者による応募に必要な資格要件」を満たす共同事業者（複数の法人で構成（構成する法人を、以下「構成法人」という。）される者をいう。）とする。

個人（個人事業者を含む。）が応募することはできず、共同事業者を構成する者となることもできない。

応募を行った後に、必要な資格要件のどれか一つでも満たさなくなった場合は、資格を失う。

ア 次の(ア)から(ス)までのいずれにも該当しない者であること

(ア) 国税、地方税その他公租公課を滞納している者

(イ) 本募集に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(ロ) 次のaからfまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年間を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市交通局指名停止要綱（平成15年3月26日名古屋市交通局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

c 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

d 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

f aからeまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(ハ) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに市に競争入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者を除く。

a 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

b 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(ニ) 本募集公表の日から借受予定者選定までの間に指名停止の期間がある者

(ホ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員に本募集にかかる応募に参加しようとする組合員がある者

(ヘ) 法令等の制限により実施不能な内容が含まれていないことを確認できていない者

(ト) 許認可が必要となる内容を含む場合、提出書類の提出前に許認可にかかる関係機関と協議し、許認可を得る見込みを確認できていない者

- (ケ) 本募集公表の日から借受予定者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市交通局長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市交通局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日交通局長決裁）に基づく排除措置の期間がある者
- (コ) 次のaからfまでのいずれかに該当する者
- a 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - b 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - c 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - d 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - e 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - f 役員等又は使用人が、aからeまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (ク) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

○暴力団関係事業者の排除について

市では、市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、行政財産を含む公有財産の貸付けの契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、愛知県警察に照会する。

このため、応募への参加申込みを行う法人の役員全員について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名の情報を提出しなければならない。情報の提出に同意しない場合は、応募に参加できない。

なお、応募への参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

- (シ) 対象地を、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることに指定されている者を利する用に供しようとする者
- (ス) 前記(コ)から(シ)までに該当する者の依頼を受けて応募を行おうとする者

イ 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定目的会社等、特別目的会社（特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）に該当しないこと。

ただし、応募への参加申込みにあたっては、対象地において実施しようとする事業の実施にあたり、次の(ア)から(キ)までの条件を全て満たすことを前提に、資金調達の手法として特別目的会社（特定目的会社を含み、以下「SPC」という。）の設立を検討することは妨げない。

(注 仮にSPCと契約する場合は、これらの条件を含む内容を、借地期間において遵守すべき条件として基本協定等に加える。)

- (ア) 基本協定の締結までにSPCを設立すること。
- (イ) 応募参加申込書に、当該事業を営むSPCを設立する予定であることを明記すること。
提案書類の提出にあたっては、当該事業にかかる運営（資金調達を含む。）のスキームを説明する資料を提出すること。（様式14-③と合わせて作成すること。）
- (ウ) SPCの本店所在地は名古屋市内とし、市外に移転してはならない。
- (エ) 応募者はSPCに出資するものとし、共同事業者の場合、代表法人を含む構成法人の全てが出資するものとする。
- (オ) 応募者によるSPCの資本金への出資の割合及び応募者が有する議決権の割合は過半数とし、応募者が共同事業者の場合、代表法人が有する割合は、出資者の中で最大とすること。
- (カ) 応募者は、当該事業が終了するまでの間、SPCへの出資を行うものとし、市の書面による承認を事前に受けた場合を除き、出資の持分の譲渡、出資にかかる権利に対する担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (キ) SPCにかかる増資（株式会社における新株発行など）や出資の発行などについては、市の書面による承認を事前に受けることとし、(オ)の条件を満たすようにすることを条件とする。

ウ 財務状況に関し、次の表の「項目」の欄に掲げる全ての内容について、それぞれ対応する条件を満たすこと。

項目	条件
経常損益	直近の3事業年度において3事業年度全てで赤字を計上していないこと。
負債	直近の事業年度の末日において、債務超過（負債の総額が資産の総額を超える状態）となっていないこと。
キャッシュ・フロー (以下「CF」と略)	総CF（営業活動によるCF、投資活動によるCF及び財務活動によるCFの合計額をいう。）が、直近の3事業年度において3事業年度全てでマイナスとなっていないこと。
利払い能力	直近の事業年度において、「営業損益＋受取利息・受取配当金」を支払利息で除した値が、1以上であること。

(注 表の条件を満たさないものがある場合、「4 (3) 応募への参加申込み イ 応募参加申込書類」に記載のある⑧財務諸表等、⑨財務状況表、⑩決算関係書類全てで直近の8事業年度分の提出を行うこと。ただし、法令等に基づく保存期間経過により提出できない書類がある場合、当該保存期間を定める法令等と提出できない理由を理由書(様式3-②)により申し出ることによって参加を妨げない。)

エ 市への金銭の納付は、交通局の出納取扱金融機関である株式会社三菱UFJ銀行において、全て行うことができること。

(注 それ以外の金融機関での納付は、窓口で納付が受け付けられる場合であっても、資格要件を満たさない。)

(2) 共同事業者による応募に必要な資格要件

共同事業者で本募集への応募を行う資格を有する者は、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす者とする。応募を行った後に、必要な資格要件のどれか一つでも満たさなくなった場合は、資格を失う。

(ア) 共同事業者の構成法人のうちから、代表となる法人(以下「代表法人」という。)を一者定めていること。なお、応募後に、代表法人を変更することはできない。

(イ) 代表法人を含む構成法人の全てが、「(1) 応募に必要な資格要件」のアからウまでの要件を全て満たすこと。

(ウ) 代表法人が、「(1) 応募に必要な資格要件」エの要件を満たすこと。

(共同事業者が市に何らかの支払いが必要となった場合、支払いの手続きは代表法人のみが行うものとする。)

(3) 応募の制限

応募にかかる、次の(ア)から(ウ)までの制限を遵守すること。いずれか一つに該当する場合、応募の資格を失う。

(ア) 応募者は、一つの提案内容をもって応募を行う。二つ以上の提案内容をもって応募を行うことはできない。

(イ) 一つの法人として応募を行った者が、別の応募を行う共同事業者の構成法人となることはできない。

(ウ) 一つの法人は、同時に二つ以上の共同事業者の構成法人となることはできない。

4 応募の手続き

(1) 事務局及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市交通局 営業統括部 資産活用課 (名古屋市役所西庁舎10階)

電話 : 052-972-3943

電子メール: shisan-katsuyo@tbcn.city.nagoya.lg.jp

(2) 提出書類の作成等

ア 使用する印鑑について

- ・印鑑証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条に規定する「印鑑の証明書」をいう。以下「印鑑証明書」という。)を市に提出することができる印鑑を使用すること。ゴム製の印は使用できない。
- ・代表者の印鑑を使用すること。
- ・応募への参加、応募及び契約の手続きを通して、一つの法人は、一つの印鑑を使用すること。
- ・印鑑証明書は交付後3か月以内のものとする。

イ 提出書類への記載内容

- ・文章、図、写真等を用い、平易な文章で、明確にかつ分かりやすくなるよう作成すること。
- ・様式の入力欄は、説明上の必要に応じ適宜追加すること。
- ・資料の間では、用語、記載内容の整合をとること。
- ・資料における略語、造語は、初出の箇所に専門用語や一般用語を用いて定義を記述すること。

ウ 提出書類の書式等

- ・用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- ・様式で指定される場合を除き、資料に使用する文字サイズは10.5ポイント以上とし、ページの余白は左右20ミリメートル程度の余白を設定すること。様式を電子ファイルで提供するものは、電子ファイル上で設定された書式によること。
- ・指定する場合を除き、A4版縦長両面で印刷し、A4版フラットファイルに綴じる。
- ・応募参加申込書類は、1部提出すること。

(3) 応募への参加申込み

応募への参加を希望する者は、「イ 応募参加申込書類」を、受付期間に事務局へ提出すること。なお、参加資格等に関し、参加申込みを行った者(応募資格の確認を受け応募するまで、以下「応募参加申込者」という。)に不明点を問い合わせる場合がある。

この参加申込みは、応募のための要件である。参加申込みによって応募を義務付けるものではない。

ア 申込みの方法

書類の提出	<p>応募参加申込書類を、事務局へ一般書留又は簡易書留（書留速達郵便とすることは可。）により郵送すること。</p> <p>〔封筒の記載事項〕</p> <p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市交通局 営業統括部 資産活用課あて</p> <p>封筒の表に「旧名城工場跡地活用提案募集 応募参加申込書類在中」と朱書きすること。</p>
受付期間	<p>令和8年5月1日(金)から令和8年6月11日(木)17時まで（必着）</p> <p>※受付期限後に到着したものは受理しない。ただし、令和8年6月6日(土)以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り、期限後に到着した場合でも受理する（令和8年6月6日(土)以前とは、令和8年6月6日(土)の消印を含む。）。</p>

〔注意事項〕

- ・必要書類がそろっていない申込みは無効となる。
- ・役員の交代又は法人名変更などを予定している場合は、事前に連絡すること。
- ・必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がある。
- ・応募参加申込みの後、借受予定者の選定までは、応募者の名称等を公表しない。

イ 応募参加申込書類

- ・次の表の書類を、各1部提出する。
- ・共同事業者を結成して応募参加を申し込む場合は、全ての構成法人について、次の表の①～⑬の書類を作成する。⑭の書類は代表法人以外は作成すること。

	書類	作成の様式、留意点等
①	応募参加申込書	様式1-① 共同事業者を結成して、応募参加を申し込む場合は、「共同事業者の構成法人」（様式1-②）を合わせて作成するとともに、構成法人から代表法人への委任状(様式6)を作成。
②	応募資格要件確認申請書	様式2
③	商業登記、法人登記の登記事項証明書	応募参加申込者にかかる、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。交付後3か月以内のもの
④	印鑑証明書	「4 (2) ア 使用する印鑑について」を参照すること。
⑤	納税証明書	直近3か年分の、次の2つの証明書（発行後3か月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（国税庁 「納税証明書(その3の3)」によるもの） ・市町村民税について、滞納のないことの証明書（様式は、各地方公共団体による）
⑥	法人概要	パンフレット等

⑦	法人の事業実績を示す資料	パンフレット等
⑧	財務諸表等 ※	直近の3事業年度分の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）で規定するもの） ・作成していない場合は、各法人の設立を規定する法令で規定する事業報告及び計算書類（単体及び連結） ・監査報告書（写し）の添付が望ましい 直近の3事業年度分の税務署へ提出した法人税申告書（写し） 直近の3事業年度分の税務署へ提出した消費税申告書（写し） 直近の勘定科目内訳明細書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）で規定するもの）
⑨	財務状況表 ※	様式3-①
⑩	残高証明書 ※	資金調達計画（様式14-③）における自己資金分に充てる資金を預金している口座のもので、直近の決算期のもの。
⑪	決算関係書類※	直近の3事業年度分の税務署へ提出した決算関係書類（決算後3か月以上経過している場合は、別途、直近の資産状況が分かる書類を提出。）
⑫	誓約書	様式4
⑬	法人役員に関する調書	様式5
⑭	委任状	様式6 共同事業者による応募参加の場合、代表法人以外の構成法人から代表法人への委任が必要

※ ⑧「財務諸表等」、⑨「財務状況表」、⑩「残高証明書」、⑪「決算関係書類」は、応募参加資格の確認に使用するほか、提案の評価においても使用する。

(4) 共同事業者による応募参加申込み及び応募について

- (ア) 代表法人は、応募参加申込み後に変更することができない。
- (イ) 共同事業者を結成して応募参加申込み及び応募を行う場合は、代表法人が全構成法人の必要書類をとりまとめて提出すること。本募集にかかる質問についても代表法人が行うこと。
- (ウ) 応募参加申込みから応募までの間に、次のaからcまでの場合に該当することとなったときは、応募参加申込変更届（様式7）の提出が必要。
- 単独で参加申込みを行った法人が、代表法人となり共同事業者を結成して応募する場合
 - 代表法人を除く構成法人を変更する場合
 - 共同事業者による応募を中止し当該共同事業者の代表法人であった法人が単独で応募する場合

- (エ) 構成法人を新たに加える場合は、当該構成法人にかかる4 (3) イの①から⑭までの書類（①は様式1-②を追加）を、郵送により事務局へ提出すること（郵送の方法は「ア 申込みの方法」と同じ）。
- (オ) 共同事業者の中の、代表法人ではない構成法人である法人（代表法人ではない構成法人であった法人を含む。）については、次のaとbはできない。
- a 構成法人であることを中止し、一法人として応募すること。
- b 別の共同事業者の代表法人となり、応募すること。

(5) 現地の確認

希望する場合は、対象地を確認することができる。

確認期間	令和8年5月18日(月)から令和8年5月22日(金)まで
申込み	確認を希望する事業者等の名称、担当者の氏名・連絡先(電話番号等)、人数、希望する日時を電子メールで事務局へ送信すること。 確認する日時は、事務局が調整し決める。 申込み受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)14時まで

(6) 本募集への質問と回答について

ア 質問について

本募集についての質問は、以下により、電子メールで行うこと。

質問の方法	質問書(様式8)に質問事項を記入の上、電子メールに添付して事務局へ送信すること。(共同事業者を結成する場合は、代表法人が送信する。) 件名：旧名城工場跡地活用提案募集(質問)(法人名〇〇)
質問の期間	令和8年5月11日(月)から令和8年5月27日(水)まで

〔留意点等〕

- ・上記の「質問の期間」以外の期間や、電子メール以外の方法（電話やファックス、来庁による面談など）で本募集に関する質問を受けても、回答しない。
- ・提案内容の是非に関する質問、事前の評価に当たるような質問については回答しない。

イ 質問への回答

応募参加申込みを行った応募参加申込者に対してのみ、全ての質問とその回答を電子メールで送信する。回答により質問者の提案の内容が他の者に明らかになる情報など、質問者に対して明らかに不利益を与える情報は回答しない。また、質問の内容が重複している場合などは、整理したうえで回答する。

回答内容は、本応募説明書と同等の効力を持つこととする。

回答予定日	令和8年6月16日(火)
回答の受領確認	回答の受領後は、速やかにその旨を下記の通り電子メールで事務局あてに返信すること。 件名：旧名城工場跡地活用提案募集(回答受領)(法人名〇〇)

(7) 応募資格の確認及び応募の手続き

ア 応募有資格者による応募保証金の納付

応募参加申込みを受け付け、応募に必要な資格を有することが確認された応募参加申込者に対して、令和8年6月23日(火)頃に、応募保証金にかかる「納入通知書」を交付する(郵便により送付する。)

提案募集に応募する場合は、応募保証金2,950,000円を、市が交付する納入通知書により、令和8年7月7日(火)までに株式会社三菱UFJ銀行において納付すること。それ以外の金融機関での納付は、窓口で納付が受け付けられる場合であっても、応募の要件を満たさない。

期日までに応募保証金の納付がない場合、応募参加を取り消し、応募しないものとして取り扱う。

領収書(納入通知書の一片)は、応募手続きの時と、借受予定者に選定されなかった場合の応募保証金の還付請求の時に必要となるので、保管すること。

なお、納入通知書を送付した場合においても、その後の確認により、応募に必要な資格がないと認めることがある。

イ 応募に必要な資格がないと認める場合

応募に必要な資格がないと認めた者に対しては、書面で、その理由(以下「無資格理由」という。)を通知する。

通知を受けた者は、無資格理由の説明を、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する名古屋市の休日(以下「休日」という。))を除く。)以内に、書面(様式は自由。)により求めることができる。この説明は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う(書面で回答を行った後においては、再度の無資格理由の説明請求は受け付けない。)

ウ 応募参加の取下げ

応募参加の申込み後に応募参加を取り下げる場合は、応募参加取下申出書(様式9)を、令和8年8月3日(月)14時までに持参により事務局へ提出すること。

応募保証金を納付している場合は、応募保証金を還付するので、「8 借受予定者選定後の手続き(1) 応募保証金の扱い」に示す手続きをとること。

(8) 本応募説明書の内容等に変更がある場合

本応募説明書(別紙1~5、資料1~3を含む。)の内容等に変更がある場合は、名古屋市交通局公式ウェブサイトに掲載する。応募参加の申込み後に変更があった場合は、名古屋市交通局公式ウェブサイトに掲載するとともに、全ての応募参加申込者(共同事業者の場合は代表法人)へ電子メールにより通知する。ただし、応募参加取下申出書の提出があった場合は、それ以降は当該申出書の提出をした法人(共同事業者を含む。)には通知しない。

(9) 応募（提案にかかる資料の提出）

ア 応募の方法

応募の 受付期間	令和8年6月26日(金)から令和8年8月3日(月)まで (各日の9時から17時(8月3日(月))は14時)まで。 ただし、休日及び12時から13時までの間を除く。)
書類の 提出	事務局へ持参すること。 提出しようとする日の前日までに、事務局と提出日時を調整すること。

イ 応募書類（その1～その3）

(その1)

書類	作成の様式等	提出 部数
活用提案募集 応募申込書	様式10-① 共同事業者による応募の場合は、「共同事業者の構成法人」 (様式10-②)を合わせて作成。	1部
応募説明書の要件 に関する確認書	様式11 様式に記載の事項を確認し、記名押印。	
応募保証金納付の 領収書の写し	(株)三菱UFJ銀行において納付し、(株)三菱UFJ銀行の領収印のあ る領収書の写しを添付すること。	
共同事業者協定書	様式12 共同事業者が応募する場合、構成法人の間で協定し、構成法 人の署名・押印のある協定書一部を提出	
融資関心表明等に かかる書面	資金計画において、借入先として想定している金融機関等か らの関心表明等がある場合は、それを証明する書面の写し	

(その2)

- ・法人名、所在地、建物名称、ロゴマークなど、応募者を特定する情報は表示しない。
- ・各法人を表現する場合、「法人①」などと表示。
- ・10部とは別に、資料中の**法人名、所在地、建物名称などを記載した資料を1部提出。**

応募者の本来事業 と提案内容との関 係	様式13… 応募者の本来事業と提案内容との関係	10部
提案内容と類似す る開発等の実績	A3横版 1枚 ・開発等の概要(建物の用途、目的など) ・実績の内容(建物種類、建物延床面積、高さ、階数、構 造、その他プロジェクトの特徴等) ・時期(実績の対象となる施工実施期間) ・応募者の役割(計画、運営その他開発における役割)	10部

(その3)

書類	作成の様式等	提出部数
計画提案にかかる書類	土地使用の計画に関する提案（以下「計画提案」という。）に関する書類を、「5 提案書類の作成（1）計画提案にかかる書類」の通り作成する。 評価は、応募者が分からないようにした状態で行う。 法人名、所在地、印影、ロゴマークなど、応募者や応募者への支援・協力を行う者（法人、個人にかかわらない）を特定したり、推定したりすることができるような情報を表示してはならない。	10部
提案賃料価額	様式16-①、様式16-② 「5 提案書類の作成（2）提案賃料価額に関する書類」の通り	1部

ウ 書類の作成及び提出にあたっての一般的な留意点

(ア) 様式の使用

- ・様式のあるものは様式に記載すること。その際、各様式に記載された内容を確認すること。

(イ) 提出方法

- ・特に指定のある場合を除き、A4版縦長両面で印刷し、書類の内容が検索しやすくするようインデックスを付けた後、A4版フラットファイルに綴じる。

(ウ) 電子データの提出

- ・提出書類の電子データを記録したCD-R又はDVD-R（以下「CD-R等」という。）を1部提出すること。
- ・電子データの作成にかかるソフトウェア、保存するファイル形式は次の通り。
 - ・様式にかかる書面は Microsoft Wordを使用し、必要に応じて、Microsoft Excelを使用し、そのデータをCD-R等に保存すること。
 - ・様式を自由とする資料については、Microsoft WordやMicrosoft Excelを使用し、そのデータをCD-R等に保存すること。
 - ・図面作成で使用するCADは、応募者が通常使用するソフトウェアを使用するものとし、そのデータをCD-R等に保存するとともに、あわせてJw_cad形式のデータを保存すること。
- ・電子データについては、編集できる状態で保存するとともに、全てPDF形式の電子データも合わせて保存すること。PDF形式のデータは、印刷した紙のスキャンなどにより作成せず、文字は文字データとして認識できる形式とし、セキュリティの設定はしないものとする。

5 提案書類の作成

(1) 計画提案にかかる書類

ア 主な注意事項

- ・提案内容は、本応募説明書、仕様書その他別紙の内容及び定期借地契約の内容に適合するものでなければならない。要件を満たさない提案は失格となる。
- ・本件借地権の譲渡等を含む、以下の内容を前提とした提案はしないこと。
これらの内容が前提となった提案は失格とする。
 - ・本件借地権の譲渡
 - ・築造建物の全部又は一部の売払い
 - ・借受者が共同事業者である場合、代表法人を構成法人からはずす変更、貸付者への支払いにかかる代表法人の負担を無くす変更
- ・提案内容に、許認可が必要となる内容を含む場合、提出書類の提出前に許認可にかかる関係機関と協議し、許認可を得る見込みを確認すること。

イ 「事業の実現性」に関する書類

(ア) 事業の実施体制（様式14-①）

非常時を含め、事業の指揮命令系統、責任分担、市との連絡体制などを説明。

(イ) 法令遵守に対する取組み（様式14-②）

借受者として市と契約し事業を進めるにあたっての、法令遵守に対する取組みについて説明。

- ・法令遵守について、応募者の社内に規定がある場合は、社内規定のリストとともに添付する。（法人名、所在地、印影、ロゴマークなど、規定にかかる法人を特定したり、推定したりすることができるような情報は黒塗りとする。）

(ウ) 資金調達・収支計画

a 資金調達計画（様式14-③）

建物築造に必要となる費用とその調達先を記入すること。

（4（9）イ「応募書類」記載の「融資関心表明等にかかる書面」が有る場合、該当する箇所に注意書きを付けること。）

b 借地期間及び事業収支計画（様式14-④）

提案にかかる借地期間を明記し、事業年度に合わせて作成すること。

- ・借地期間は、10年以上50年未満の期間とする。
- ・借地期間満了時に建物を解体する前提で作成すること。
- ・維持管理費等の内数として提案賃料価額を計上することとし、事業収支計画の資料から提案賃料価額が分からないようにすること。

(エ) 事業工程表（A3版横 1枚）

設計、工事の着手・完了及び築造建物の使用開始から、原状回復、対象地の返還にいたるまでの事業全体の工程を明記。

(オ) リスクへの対応 (様式14-⑤)

想定するリスク (事業環境や経済情勢の変化) と、リスクの低減・防止策及びリスクへの対応策について説明。

ウ 事業提案(名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与等)

■ 事業のコンセプト (建物の用途・目的を含む)… A3版横 2枚

実現しようとする「名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与」の内容をふまえ、対象地で実施する事業のコンセプトについて説明。

「名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与」は、「名城エリアにぎわい共創基本構想～共に創る歴史・観光・憩いのにぎわい拠点～ (令和7年9月)」をふまえ、以下の視点について説明する。

- ・名古屋城周辺という立地の活用
- ・安定かつ継続的な集客性(内訳として地下鉄利用が見込まれること)及び市民の幅広い利用
- ・地域住民の生活の利便性向上
- ・地域活性化やにぎわいなど新たな魅力創出

■ 建物の建築計画等

事業のコンセプトに適合する建物として、建築計画等を作成する。

(ア) 敷地全体の計画 (A3版横 1枚)

配置・平面計画、動線計画

周辺環境への配慮 (日影、騒音、自動車の出入り等)

(イ) 設計説明書 (建物概要、面積表、用途等) (様式15)

建物の概要、面積表 (各階及び用途ごとに区分)

用途・導入業種、内外装仕上表、緑化計画

自動車の駐車施設の整備計画

自転車等の駐車場の整備計画

(ウ) 建物の建築計画

a 基本計画図… 縮尺は500分の1以上。A3版横。カラーまたは白黒。

図面の種類		明示すべき事項
建物	各階平面図	方位、用途、柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
	断面図(2面以上)	建物、床及び各階の天井高さ
	立面図(2面以上)	開口部の位置、主な壁面の仕上げ、斜線制限
建物の敷地	配置図	方位、建物の位置、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、道路乗入れの位置、その他の施設

- b 外観パース… 1面以上 (A3版横 カラー 1枚)
- c 日影図… (A3版横 1枚)
平均地盤面から4mの高さにおける4時間、2.5時間の等時間日影図

(エ) 建物の管理・運営方法

(A3版横 1枚)

建物の通常時の効率的な管理・運営や、建物価値を維持する計画的な修繕・改修など、提案内容を継続的に維持できる管理・運営の計画を説明。

(2) 提案賃料価額に関する書類

「提案賃料価額（年額）」及び「維持管理費等の内訳」の2つの書面を、応募者（同事業者の場合、代表法人）名を記載した封筒に入れ、密封し封印のうえ提出すること。

(ア) 提案賃料価額（年額）（様式16-①）

- ・ 1年間分の賃料価額を記載する。
- ・ **提案賃料価額は、最低賃料価額以上であること。**

(イ) 維持管理費等の内訳（様式16-②）

- ・ 様式14-④に記載した維持管理費等の内訳を記載する。

(3) 提出書類の取扱い等

- ・ 市は、提出書類を、本募集における借受予定者の選定を目的として使用する。なお、これには公的機関への照会等を含む。
- ・ 本募集のための提出書類の著作権は、応募者に帰属する。なお、契約履行のため作成した成果物の著作権は、市に帰属する。
- ・ 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となった場合その他市が提出書類の内容の公表を必要と認める場合には、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとし、応募者の同意を必要としないものとする。
- ・ 提出書類に、著作権や特許権など、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果生じた責任は、応募者が負わなければならない。
- ・ 提出書類を含む全ての書類は返却しない。

- ・ 応募に要する費用は、全て応募者が負担するものとする。
- ・ 提出書類の作成のため事務局が提供した資料は、応募者の書面による申請に基づく市の書面による承認なく、他の目的で公表、使用することを禁じる。
- ・ 受付期間の満了後は、市が指示する場合を除き、提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 応募参加申込書の提出以降、所在地、名称、代表者及び役員に変更があったときは、速やかに連絡すること。

6 応募の無効等

(1) 応募の無効

次のア、イのいずれかに該当する場合、**応募は無効とする。**

応募を受け付けた後に、応募の無効に該当することが判明したとき、応募者は失格となる。

ア 応募に必要な資格要件へ抵触する場合

- (ア) 「応募に必要な資格要件」を満たさない者が応募したとき
- (イ) 「共同事業者による応募に必要な資格要件」を満たさない者が応募したとき
- (ウ) 「応募の制限」に違反する次の場合に該当したとき
 - a 二つ以上の提案内容による応募を行った場合
 - b 一つの法人として応募を行った者が、別の応募を行う共同事業者の構成法人となった場合
 - c 一つの法人が、同時に異なる二つの共同事業者の構成法人となった場合

イ 書類の提出後に無効となる場合

- (ア) 期限までに応募保証金を納付しなかった場合
- (イ) 受付期間内に必要な書類を提出しなかった場合
- (ウ) 応募者が不正な行為を行ったと市が認める場合
- (エ) 提出した書類に虚偽の記載をした場合

(2) 募集の延期等

応募者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、本募集を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該応募者を応募に参加させず若しくは本募集の執行を延期し又はこれを取り止めることがある。

7 借受予定者の選定

(1) 基本的な考え方

借受予定者の選定にあたっては、学識経験を有する以下の5名の評価委員が提案内容に対して評価を行い、最優秀提案者を市が借受予定者に選定する。

評価委員 一覧（読みがな順、敬称略）

大内 伸恭	株式会社九段緒方総合鑑定 名古屋支社 支社長
鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 教授
富田 隆司	陽明法律事務所 弁護士
森 友子	税理士法人ふたば 税理士

(2) 評価委員等への接触の禁止

- ・ 応募者が、借受予定者の選定までに、借受予定者の選定に関して自らに有利なることを目的として、評価委員、市の職員に接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格となる。

(3) その他応募者が失格になる場合

以下に該当する場合、応募者は失格となる。

- ・ 提案賃料価額が賃料最低価額未満の場合
- ・ 市が本応募説明書の内容に違反すると認める場合
- ・ 提出された計画では実現不可能であると判断された場合（(4) イを参照）
- ・ 提案内容についてのヒアリングに参加しない場合（(4) イ (i)を参照）
- ・ 応募の無効に該当することが判明した場合

(4) 選定の手順

ア 事務局による提案内容の要件確認

事務局が、提出書類の不備等の確認、本応募説明書に定める条件等を満たしているか等の確認を行う。

なお、記載ミス等の軽微な事項については、応募者に修正・手直しを指示する。また、市が必要と判断した場合は、応募者に対し提案内容について説明を求めることがある。

イ 計画提案の評価

評価委員は、評価点の表により計画提案の内容を評価し、評価点を付ける。

計画提案の評価点が「配点(60点)の5割以上」かつ「応募者の中での最高評価点の8割以上」である応募者を、提案賃料価額の評価の対象とする。なお、計画提案の評価点で最高点を得た応募者が提案賃料価額の評価で失格となった場合は、当該応募者を除いて、提案賃料価額の評価対象となる応募者を改めて決める。

なお、事務局が事前に提案内容の要件を確認した結果、必要な書類が添付されていない場合、本応募説明書や仕様書に定める条件を満たしていない場合、法令に明らかに違反している場合については、その旨を評価委員に報告する。また、評価委員の意見を踏まえ、提出された計画等に重大な法令違反がある等により、提出された計画では実現不可能であると市が判断したときは、失格となる。

(7) 評価項目と配点、評価の視点

評価項目		評価の視点
事業の実現性 計20点		<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施体制… 円滑な事業の実施体制の構築、指揮命令系統・責任分担の明確化、市との連絡体制の明確化 ○法令遵守に対する取り組み ○応募者の本来事業と提案内容との関係及び提案と類似する開発等の実績 ○応募者の財務状態、信用力 ○安定かつ確実な事業計画(資金調達、事業収支) ○計画提案の確実性… 事業工程表の妥当性/リスク(事業環境や経済情勢の変化)への対応/期間満了時の円滑な原状回復
事業提案 (名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与等) 計40点	事業のコンセプト (建物の用途・目的を含む) 20点	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋城周辺という立地の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城、名城公園への眺望が確保されるなど、名古屋城周辺という立地を活用しているか。 ・名古屋城や名城公園との間に回遊性が見込まれ、周辺施設と一体となった利用を見込めるか。 ○安定かつ継続的な集客性(内訳として地下鉄利用が見込めること)及び市民の幅広い利用 <ul style="list-style-type: none"> ・一時的なニーズによる集客ではなく、安定かつ継続的な利用が見込めるか。 ・周辺地域の施設と調和した内容であるか。 ・観光客や幅広い市民が利用でき、曜日や季節を問わず、一年を通して利用できる施設となっているか。 ○地域住民の生活の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性やニーズをとらえ、買い物など地域住民の生活の利便性向上につながり、地域住民の利用が見込める内容となっているか。 ○地域活性化やにぎわいなど新たな魅力創出 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に繋がるか、新たなにぎわいなどが創出され、地域の魅力づくり、ブランド形成に貢献しているか。
	建物の建築計画等 20点	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地全体に対する、建物配置・平面計画、動線計画 ○建物の機能性(利便性・安全性・快適性) ○周辺環境への配慮(日影、騒音、自動車の出入り等) ○建物の管理・運営方法の妥当性

※ 事業コンセプトの各項目は、「名城エリアにぎわい共創基本構想～共に創る歴史・観光・憩いのにぎわい拠点～（令和7年9月）」の方向性の視点と合致しているかどうかについても評価する。

(イ) 提案内容についてのヒアリング

計画提案の評価に際し、計画提案のヒアリングを実施する。

実施日 令和8年9月頃（予定） 正式な日時と場所は、別途、連絡する。

- ・ヒアリングは、提出書類のみを使用し、他の資料や機材等は使用しない（事務局が追加の資料を求める場合は除く。）。
- ・ヒアリングにかかる時間は、1者当たり30分以内程度（説明、質疑）を予定する。提案内容について、応募者による10分間の説明時間を設ける。
- ・ヒアリングの参加者は、1者について3人以内とする。
- ・ヒアリングに参加しない場合は、応募意思がないものとみなして失格となる。
- ・応募者が多数の場合は、提出書類による事前採点を行い、上位数者程度に絞り込んでヒアリングを実施し、評価する場合がある。
- ・ヒアリングは、応募者の法人名等が分からないようにした状態で行う。

ウ 提案賃料価額に関する評価

提案賃料価額が最低賃料価額以上の提案について、次式により評価点を算出する。

価額提案の評価点

$$= 40点 \times \left[\frac{\text{応募者の提案賃料価額(年額)}}{\text{評価対象となる応募者中、最高の提案賃料価額(年額)}} \right]$$

提案賃料価額が最低賃料価額未満の場合は、失格となる。

エ 全体の評価点

計画提案、提案賃料価額それぞれの評価点を合計し、全体の評価点とする。

計画提案の評価点 60点		提案賃料価額の評価点 40点	
事業の実現性 20点	事業提案 (名古屋城周辺のにぎわいづくりへの寄与等) 40点		
	事業のコンセプト 20点	建物の建築計画等 20点	

注)

- ・計画提案の評価点が「配点(60点)の5割以上」かつ「応募者の中での最高評価点の8割以上」である応募者が、提案賃料価額の評価の対象となる。

オ 借受予定者の選定

評価委員が評価する計画提案の評価点と、提案賃料価額の評価点の合計により応募者の順位を決め、最高得点を得た応募者を最優秀提案者とする。最高得点となる応募者が同点で複数ある場合には、計画提案の評価点が高い応募者を最優秀提案者とし、

計画提案の評価点が同点の場合は、再度、評価委員から意見を聴取したうえで最優秀提案者を決定する。

市は、最優秀提案者を、借受予定者に選定する。

なお、次の①②のいずれかに該当する応募者は、借受予定者に選定しない。

- ① 計画提案の評価点が、60点の5割に満たない応募者
- ② 提案賃料価額が最低賃料価額未満である応募者

- ・応募者が1者以上あり、上記①②に該当しなければ、本募集は成立する。
- ・評価後に失格となる応募者がある場合であっても、それ以外の応募者の評価結果は変更しない。
- ・提案があった場合であっても、借受予定者なしと結論付けられる場合がある。
- ・借受予定者として選定された場合に失格に該当することが判明した場合は、借受予定者としての選定は取り消す。

- ・「次点応募者」に選定された応募者は、借受予定者が何らかの理由で失格等となった場合、繰り上がって借受予定者となることができる。
- ・借受予定者に選定された後は、原則として辞退は認めない。やむを得ず辞退する場合は、その辞退により生じる損害等について、借受予定者が責任を負う。
- ・借受予定者に選定された場合であっても、契約手続きが完了するまでは、市との契約関係は生じない。

(5) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、全応募者に書面で通知するとともに名古屋市交通局公式ウェブサイトで公表する。電話等による問い合わせには応じない。

提案の概要や提案賃料価額等は公表する予定である。

イ 借受予定者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (ア) 借受予定者に選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、借受予定者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。応募者は、当該書面を持参して提出することとする。
- (イ) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。
 - a 受付場所 事務局
 - b 受付時間 9時から17時まで（12時から13時までを除く）
- (ウ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (エ) 書面で回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 借受予定者選定後の手続き

(1) 応募保証金の扱い

ア 借受予定者にかかる応募保証金の扱い

応募保証金は、借受予定者の申し出により、基本協定を締結する際の、基本協定保証金の一部に充てることができる。

なお、借受予定者が基本協定を締結しない場合、市は当該応募保証金を還付せず、市に帰属させる。

イ 応募保証金を還付する場合

応募保証金は、借受予定者の選定後、借受予定者に選定された応募者以外の応募者（時点応募者を除く。）には、預金口座への振込により還付する。次点応募者については、市が借受予定者と基本協定を締結した後、還付の手続きを行う。

還付を受けるにあたっては、次の(ア)から(ウ)までの書面を市に提出すること。なお、保証金還付請求書及び取引先登録申込書に使用する印鑑は、応募参加申込書に使用した印鑑と同一のものとする。

(ア) 保証金還付を受けるための請求書（還付を受ける法人が作成。）

(イ) 取引先登録申込書（過去に交通局との間で取引があり、申込書を提出したことがある場合は除く。）

(ウ) 保証金を納付した領収書の写し

還付は、(ア)から(ウ)までの書面の提出を受け、適正な書面として受理した日から2週間程度要する。また、応募保証金には、利息を付さない。

(2) 基本協定の締結等

ア 概要

借受予定者の選定後、借受予定者は、市と速やかに基本協定を締結し、提案内容を責任をもって遂行しなければならない。基本協定の詳細は、別紙3を確認すること。同時に定期借地契約のための覚書を取り交わす。

イ 基本協定保証金の納付

基本協定の締結後、借受予定者は基本協定保証金を納付する必要がある。金額は応募保証金と同額。すでに納付した応募保証金を基本協定保証金へ充当できる。

ウ 基本協定締結等に係る費用

基本協定締結及び定期借地契約のための覚書の取り交わしに要する費用は、借受予定者の負担とする。

(3) 借受者の決定

基本協定の締結後、市は提案内容実現に向けた詳細を確認し、借受予定者を借受者として決定する。

(4) 定期借地契約

内容の詳細は、別紙4を確認すること。

ア 契約の締結

- ・契約は、貸付者が指定する公証人役場において、公正証書により行う。
- ・契約締結の期限は、借地期間を令和9年4月(予定)に開始できる期日で、基本協定の締結までに、提案を踏まえて協議し決定する。期限までに契約に至らない場合、借受者とする決定を取り消し、基本協定を解除することがある。この場合、納付された基本協定保証金は還付しない。
- ・公正証書による契約に要する費用は、借受者の負担とする。
- ・契約に使用する印鑑は、応募参加申込書に使用した印と同一の印鑑とする。
- ・提案から定期借地契約の締結までの間の物価変動等により、借受者に損失が発生した場合は、借受者が損失を負うものとする。

イ 契約保証金・賃料

契約保証金	価額	賃料の1年間分 (契約後の借地期間中の事情により、変更する場合がある。)
	支払期限	定期借地契約の締結までに支払い
賃料	価額	借受者となる者が応募時に提案した、提案賃料価額(年額)による。借地期間の開始や終了が年度の途中となる場合は、日割計算により額を算出する。
	賃料の発生	建物の築造時期や建物の有無にかかわらず、借地期間の開始日から発生する。
	納期限	交通局が発行する納入通知書に記載された納期限 (ただし借地期間が開始する最初の事業年度の賃料は、定期借地契約の締結と同時に納付。)

9 補足

(1) 応募及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 応募及び契約手続きに使用する時刻及び計量単位

時刻は日本標準時による。

計量単位は、計量法による。

(3) 異議の申立て

応募者は、応募前に本応募説明書、仕様書、様式集、基本協定書(案)、事業用定期借地権設定契約のための覚書(案)等を熟読し、その他関係する法令、名古屋市の例規を承諾したうえで応募するものとし、応募後は、これらについての不明を理由として異議を申し立てることはできない。